

岩井まさお 通信 未来

平成25年1月号

第7号

発行責任者：岩井まさお 〒262-0013 千葉市花見川区横橋町1458-1 TEL. 043-259-2777 FAX. 043-259-2777

謹賀新年

昨年中はご支援ありがとうございました
本年も何とぞ宜しくお願い致します



平成24年 第4回定例会報告

平成24年第4回定例会（昨年12月11日）に於いて、一般質問をさせて頂きました。この一般質問を通じて、問題点の指摘を含め質問として要望させて頂いたことを、主な内容や市の答弁と共に、Q&Aにして、ご報告いたします。

自由民主党 千葉市議会議員団の岩井雅夫でございます。

いよいよ衆議院が解散され、総選挙となりました。2009年の衆議院選で民主党が大勝し、それから3年4ヶ月の政権運営の結果は、皆さま

んもご承知の通り、国政の混乱と停滞様々な政策が相次いで頓挫し、失政だらけであり、当然のごとく、わが自民党と公明党さんは早期の解散を訴えてきました。

100日後やっと解散しましたが、誠に「遅きに失した」ところです。

わが自民党が「単独で過半数」を確保し、軸となり公明党さんと共に安定した政権運営を図り、重要課題に取り組めるよう、私も微力ながら応援していきたいと思っております。

それでは、通告に従いまして、一般質問をいたします。

下水道の汚泥について

〔建設局下水道管理部南部浄化センター〕

(1) 南部浄化センターが管理する汚泥焼却灰の処理等について

● 福島第一原発事故以前の汚泥焼却灰の処分方法と資源化の状況について

A 福島第一原発事故以前の汚泥焼却灰の処分方法と資源化の状況についてですが、平成22年度に南部浄化センターで発生した約2,000トンの汚泥焼却灰の15パーセントを管理型最終処分場で埋立処分したほか、残りの85パーセントはセメントや人工軽量骨材の原料として資源化しております。

● 福島第一原発の事故以降の汚泥焼却灰の処分方法等について

A 汚泥焼却灰から放射性セシウムが検出されたことから、平成23年5月より資源化ができなくなり、全量を管理型最終処分場で埋立処分しておりましたが、本年2月から処分場の都合により埋立処分ができなくなったため、場内で一時保管しております。

● 汚泥焼却灰の発生量、保管方法、保管および国の基準値を超える放射性物質の検出について

A 現在、汚泥焼却灰は、1日当たり約5トン発生しており、浸水や飛散のないように樹脂製の大型土のう袋に入れ、場内で保管しています。保管量は11月末で約1,500トンとなっております。なお、国の基準値を超える放射性物質は、検出されておられません。

● 汚泥焼却灰の保管作業と従事している人の安全性について

A 汚泥焼却灰の保管業務は外部委託をしており、定期的に作業環境の測定などを行い、従事者の安全を確保しております。

● 南部浄化センターの近隣の住宅の有無及び影響について

A 南部浄化センターの近隣に住宅はなく、また、空間放射線量は、敷地境界で1時間当たり0.055マイクロシーベルト程度であり、市内各地とほぼ同様であることから、影響はないものと考えております。

● 整備済箇所での汚泥焼却灰の保管可能期間及び不足した場合の対応について

A 今後1年半程度の保管が可能ですが、その後は新たに場内を舗装し、保管場所を確保してまいりたいと考えております。

● 現在保管している汚泥焼却灰の処分の今後の見通しについて

A 今後の見通しは立っておりませんが、現在、国、県等の動向を注視しております。

● 東京電力への賠償請求等について

A 本市の東京電力の賠償請求は、焼却

灰の保管経費や処分経費の増額分などであり、平成24年3月までに要した経費2,490万円を請求し、380万円が納入されました。残額についても納入される見込みです。今後損害額を精査し請求してまいります。

〔要望〕放射性物質を含んだ下水汚泥の処分や、セメント原料などへの資源化については、問題解決に向け、これからも関係機関と様々な調査や協議を積極的に進め、更には、損失に対する適切な補償をしっかりと求めて行かれるよう要望いたします。

保健福祉行政について

〔保健福祉局保護課〕

(2) 生活保護について

● 中央区で続けて2件不正受給が判明した理由は。また、本年4月から9月までの不正受給の件数と金額は。さらに不正受給を防止するための具体的な対策は。

● 本市では重複受給の事例は過去にあったのか。また、他自治体への照会しているのか。

A まず、中央区で続けて2件不正受給が判明した理由についてですが、確たる特殊要因は見あたりませんが、市内で最も被保護者が多いことが、要因のひとつと考えられます。

また、市内全体の9月までの不正受給件数は125件、金額は約5千万円となっており、これを防止するために、申請時の預貯金調査、課税調査の徹底を図るとともに、開始後においても収入申告書の徴収や年2回の課税調査、年金等調査専門員や収入資産状況調査補助員などを活用した不正受給調査能力の向上を図り、実態把握に努めております。

なお、高額で悪質な事案につきましては、法的な対応を含め厳正に対処して参ります。

次に、重複受給についてですが、本

市においてはこれまでのところ事例はございません。

また、重複受給が疑われるケースについては、過去の生活歴等を綿密に聞き取るともに、戸籍調査を徹底し、他の自治体で保護を受給していた場合など、必ず当該ケース記録の写しを取り寄せるなど連携を密にし、重複受給の防止に努めております。

なお、埼玉で起きた事例は本市でも起こる可能性があり、今後は更なる防止対策を進めるため、先進他都市の事例を研究して参ります。

● 本市には外国人の生活保護受給者はいらぬのか。その理由は。併せて、過去3年間、上位3か国の国籍別の外国人の生活保護受給世帯数は。

A 在留資格を有する外国人については、国の通知により、当分の間、法による保護に準ずる取り扱いをすることとされています。

過去3年間の国籍別の生活保護受給世帯数の上位3位までは毎年、同様で、第一位が韓国、朝鮮、第二位がフィリピン、第三位が中国となっております。

韓国・朝鮮は、21年度117世帯、22年度127世帯、23年度151世帯、フィリピンは、21年度98世帯、22年度114世帯、23年度130世帯、中国は、21年度59世帯、22年度70世帯、23年度88世帯となっております。

● 外国人の生活保護受給者の増加理由

A 日本人の場合と同様に、高齢化と雇用情勢の悪化などが増加の主な要因と考えられますが、外国人の場合、言葉の問題などから、特に、就労先の確保が困難となり保護を受給する事例が見受けられます。

● 年金等調査専門員の資格、配置人数、活動状況と実績及び今後の取組

A 年金等調査専門員は、現在4人配置しており、社会保険労務士の資格を有する者が2人、年金アドバイザー

岩井まさお

平成24年度の役職

- 【議 会】
 - ・保健消防委員会 副委員長
 - ・大都市行政制度調査特別委員
- 【地域活動】
 - ・千葉市ハンドボール協会 会長
 - ・千葉市相撲連盟 顧問
 - ・千葉市花見川区サッカー協会 会長
 - ・千葉ネオライオンズクラブ 理事
 - ・花見川区倫理法人会 会員
 - ・少年野球さつきヶ丘ファイターズ 顧問
 - ・自衛官募集相談員

の資格を有する者が2人となっております。

活動状況としては、年金事務所から本人の年金受給状況を知らせる年金定期便が通知される58歳以上の方、年金受給権が未調査の約2千人を中心に、受給権の調査及び申請手続き等の支援を行っており、9月末までに調査等を実施した862人のうち、37人が新たに年金を受給するなどし、その総額は約5,200万円となっております。

この中には、年金の申告をしていなかった者も2名含まれており、不正受給への取り組みともなることから、年金調査をより一層進めて参ります。

●医療扶助相談・指導員の資格、人数、活動状況及び今後の取組は

A 医療扶助相談・指導員は現在2人配置しており、来年1月にも1人加え、3人の配置となる見込みで、全員が看護師資格を有しております。

活動状況としては、医薬品の使用状況等をチェックした上で、被保護者に対して面談を行い、医療機関や薬局とも連携しながら後発医薬品の利用促進に努めております。

今後は、電子レセプトの抽出機能を活用し、重複受診等への対応も行って参ります。

●千葉県の設置した県市協議会の報告書の内容は

A 県市協議会は、本市を含めた県内の各福祉事務所などが生活保護の問題点や課題を共有・整理するために設置されたもので、報告書には、保護の実施責任、資産調査、扶養関係など、実務上の問題点について、先進的な取り組み等が取りまとめられております。

【要望】厚生労働省は、社会保障審議会生活保護基準部会を5カ月ぶりに再開し、見直しを視野に年内決定に向けて本格的に検討を始めたようであり、支給水準の検証は5年ごとに実施されるのですが、来年度が改定の年となっております。前回2008年度は、景気低迷等により据え

置かれましたが、基準部会では、食費や光熱水費などの「生活扶助」の在り方を中心に議論し、年末に最終判断する予定であったのですが、衆議院選挙の関係から先送りになるようであります。また、社会保障審議会特別部会では、自立支援策や不正受給に対する罰則の引き上げ、及び「制裁金」導入など保護制度全体の見直しを盛り込んだ「生活支援戦略」も年内に策定する予定であったのですがこれも先送りになるようであります。

更には、財務省も、財政制度等審議会の財政制度分科会において、医療費の一部自己負担の導入について委員からは異論がなかった。として、医療費の一部をいったん自己負担させ、翌月に払い戻す制度や通院等のための交通費の支給の適正化、また、安価な後発医薬品の利用を義務付けることなどを厚生労働省と調整している。とのことあります。

なお、過日、生活困窮者の支援団体や日弁連の会長などが、保護費の引き下げに反対声明をするなど反発もありますが、大多数の国民の声は不適切な受給に対し、批判を強めています。なぜなら、我々納税者の血税から、税金を免除されている被保護者に対し保護費を支給しているからです。ですから、不正の横行を許さない監視の目をもつことが大事であり必要なのであります。

生活保護制度は、法施行後60年ものあいだ抜本的な改正がなされていないため、今日の社会経済情勢の変化に対応できていないので、様々な「ほころび」や「ひずみ」が出てきているのです。

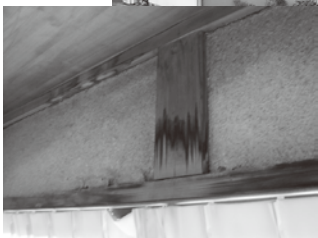
今回の改革は雇用、教育、年金などの分野と連携し、包括的に進めていくことで、国民みんなが生活保護制度に対する信頼を取り戻すことができる絶好の機会であると思いますので、今後の動向を注意深く見守っていきたいと思います。

3 花見川区の諸問題について

(1) 檣橋公民館の建て替えに向けての進捗状況について

【教育委員会事務局生涯学習振興課】

A 檣橋公民館の建て替えに向けての進捗状況についてですが、第1次実施計画に、改築に向け



た「基本設計」を位置づけたところであり、施設を利用される地域の方々の利便性等が更に向上するよう、部屋の構成等、建設に向けての基本的な事項について、現在検討しているところであり、今後、関係部局と協議しながら取り組んで参ります。

【要望】基本設計後の取り組みも着実に、そしてスピーディーに進めていただきたいと思っております。次に、地域の方々にとって、利便性の高い施設にするという観点からいえば、案として、花見川消防署脇の土地に、市民センターとの複合施設として建設するなど、建築場所や施設内容の検討に当たって、地元の見解や要望を取り入れた、柔軟かつ多角的な視点から取り組んでいただければ、強く要望いたします。

(2) 檣橋地域福祉交流館の利用について

【保健福祉局地域福祉課】

●開設当初と比較し、現在の利用状況はどのようになっているのか

A 開設当初の3月の利用状況は、延べ18団体、24回、111人で、10月の利用状況は、延べ289団体、521回、1,609人となっております。

●空きスペースとなっている1階部分の活用についてはどのように考えているのか

A 建物の1階部分の活用につきましては、資産の有効活用とともに、地域における公共施設としてのニーズ、

さらには、2階部分の交流館と一体となった活用など様々な観点から、現在、検討しているところです。



【要望】以前にも申し上げましたが、交流館の近くには、複数の中学校や高等学校があります。が、学生たちがスパーの休憩所やファーストフード店などで勉強している姿をよく見かけます。

そこで、建物の1階部分に学習室や談話室などを設け、放課後や帰宅後に生徒たちに利用してもらえば、2階部分の交流館と一体となった特色ある施設設の活用が図られると思います。

当局においては、是非、ご検討くださるよう、あらためて要望いたします。



お知らせ

今、檣橋中学校前交差点からの道路拡張工事が地域要望により進められております。工事は平成25年1月29日までの予定です。その他にも、要望等ありましたら今後も努力して参ります。

ご意見・お問合わせは
こちらにお寄せください

ホームページは→ <http://iwai11.com/>
e-mailは→ iwaimasao@iwai11.com

TEL. 043-259-2777
FAX. 043-259-2777